

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省 関係省令の整備及び経過措置に関する省令（仮称）の概要

1 高額医療・高額介護合算制度の創設関係

- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、新たに創設される高額介護合算療養費、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費について、支給に関する手続に関して必要な事項を定めるとともに、計算期間（※1）の途中に被保険者が属する医療保険制度の保険者が変わった場合（※2）の取扱い等を定める。

（※1）毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間をいう。ただし、7月31日において医療保険の被保険者又は組合員の資格を有しない者にあっては、当該資格を喪失した日の前日までの期間をいう。

（※2）例、計算期間の途中に、健康保険の被保険者→国民健康保険の被保険者となる場合、国民健康保険の被保険者→高齢者医療制度の被保険者となる場合など。

（1）医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律に係る高額介護合算療養費の支給手続

- ① 被保険者等が計算期間の末日（以下「基準日」という。）に属する医療保険制度の保険者に対する申請

ア、高額介護合算療養費の支給を受けようとする医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の被保険者等（以下「申請者」という。）は、支給申請に必要な事項（※3）を記載した支給申請書を、自らが基準日に属する医療保険制度の保険者（以下「医療保険者」（※4）という。）に提出しなければならないことを定める。

また、その際、申請者は、支給申請書に自己負担額証明書（※5）を添付しなければならないことを定めるとともに、自らが基準日に属する医療保険者以外の医療保険者及び介護保険制度の保険者（以下「介護保険者」という。）に属した被保険者期間に係る一部負担金等の額又は利用者負担の額が零である旨を申請書に記載した場合には、証明書の一部（※6）については、添付を省略することができるものとすることを定める。

イ. 申請者が基準日に属する医療保険者は、アの申請を受けたときは、速やかに、当該申請に係る高額介護合算療養費等の支給額等を、関係する医療保険者及び介護保険者（※7）に通知しなければならないことを定める。

（※3）基準日に属する医療保険の被保険者番号、被保険者の氏名、生年月日並びに世帯（医療保険制度上の世帯をいい、住民基本台帳上の世帯とは異なる。以下同じ。）構成等。

（※4）健康保険組合、社会保険庁、広域連合、市区町村及び共済組合等。

（※5）関係する医療保険者及び介護保険者に係る次の証明書をいう。

i) 申請者が基準日に属する医療保険者以外の医療保険者に属した被保険者期間を有する場合にあっては、当該被保険者期間に受けた療養等に係る一部負担金等の額の証明書

ii) 申請者が計算期間に属した介護保険者から受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担の額の証明書

（※6）申請者が計算期間に属した医療保険者（基準日に属する医療保険者を除く。）及び介護保険者ごとの被保険者期間に係る一部負担金等の額及び利用者負担の額が零である場合の証明書。

（※7）申請者に自己負担額証明書を交付した医療保険者及び介護保険者をいう。

② 被保険者等が基準日に属する医療保険者以外の医療保険者に対する申請

ア. 申請者は、計算期間において自らが基準日に属する医療保険者以外の医療保険者に属した被保険者期間を有する場合にあっては、支給申請に必要な事項を記載した支給申請書（兼）自己負担額証明書交付申請書を、当該医療保険者に提出しなければならないことを定めるとともに、当該被保険者期間に係る一部負担金等の額が零であるときは、当該申請を要しないものとするることを定める。

イ. 医療保険者は、アの申請を受けたときは、遅滞なく、当該申請に係る自己負担額証明書を申請者に交付しなければならないことを定めるとともに、基準日以後1年の間に①イの通知の送達を受けなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなすことができるものとすることを定める。

（2）介護保険法に係る高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の申請手続

○ 被保険者が計算期間に属する介護保険者に対する申請

ア. 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給

を受けようとする被保険者（以下「申請者」という。）は、支給申請に必要な事項（※8）を記載した支給申請書（兼）自己負担額証明書交付申請書を、自らが計算期間に属した介護保険者に提出しなければならないことを定めるとともに、被保険者期間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担の額が零であるものがあるときは、当該介護保険者への申請を要しないものとすることを定める。

イ. 介護保険者は、アの申請を受けたときは、遅滞なく、当該申請に係る自己負担額証明書を申請者に交付しなければならないことを定めるとともに、基準日以後1年の間に（1）イの通知の送達を受けなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなすことができるものとすることを定める。

（※8）基準日に属する介護保険の被保険者番号、被保険者の氏名、生年月日並びに世帯（医療保険制度上の世帯をいい、住民基本台帳上の世帯とは異なる。以下同じ。）構成等。

(3) その他

① 計算期間の途中に各種の変更があった場合の取扱い

被保険者が属する医療保険者が変わった場合の一部負担金等世帯負担合算額等の算出に係る事項、被保険者の所得区分の判定基準の調整に係る事項等について、所要の規定を定める。

② その他所要の措置を講じる。

[改正省令]

- ・健康保険法施行規則第109条の2～5（新設）
- ・国民健康保険法施行規則第27条の17の2～5（新設）
- ・船員保険法施行規則第47条ノ4ノ2～5（新設）
- ・介護保険法施行規則第83条の4の2～4の4（新設）

2 健康保険における基本保険料率及び特定保険料の創設関係等

- 改正法の一部の施行により、健康保険における一般保険料率が新たに基本保険料率と特定保険料率とに区分されることに伴い、健康保険組合が保険料等を徴収しようとするときに、納付義務者に対し納入の告知を行う書面に記載しなければならない事項を以下のとおり定める。
 - ① 徴収金の種類
 - ② 納付すべき保険料額及びその内訳（一般保険料額及び介護保険料額をいう。）
並びにその他徴収金の金額、期日及び場所
 - ③ 一般保険料率及びその内訳（基本保険料率及び特定保険料率をいう。）

[改正省令]

- ・健康保険法施行規則第136条

- 改正法の一部の施行により、健康保険の保険者に新たに特定健康診査等の実施が義務付けられることに伴い、厚生労働大臣が健康保険組合に対しその実施を命ずることができる事業に、特定健康診査等に係る事業を追加することを定める。

[改正省令]

- ・健康保険法施行規則第155条

3 国民健康保険料（税）及び介護保険料の特別徴収関係

- 保険料（税）の特別徴収（国民健康保険税については、①、⑤及び⑪を除く。介護保険料については、①、③及び⑦のみ。）

- ① 年金保険者から市町村へ年金受給者の氏名、住所等の事項を通知する期日を、以下のとおり定める。

* これまで介護保険においては、地方公務員共済組合連合会とそれ以外の年金保険者（社会保険庁及び特定年金保険者）で、当該通知期日が異なっていたが、このたびの国民健康保険料（税）の特別徴収の導入に併せて、期日を以下のとおりに一本化することとした。

抽出時期	市町村への通知期日
4月	5月31日まで
6月	8月10日まで
8月	10月10日まで
10月	12月10日まで
12月	2月10日まで
2月	4月10日まで

※4月は年次処理、6、8、10、12、2月は月次処理

- ② 月次処理による通知の対象となる年金受給者の年金額が18万円以上かどうかを判定する際に算定する年金額の見込額を、特別徴収の対象となる年金給付の12か月相当額とすることを定める。
- ③ 年金保険者が市町村へ通知する事項として、氏名、住所の他、性別、生年月日、年金給付の種類、年金額及び年金保険者の名称を定める。
- ④ 年金受給者が年次処理による通知の対象とならない特別な事情として、年金を担保に供していることや年金の支給停止等の事由を定める。
- ⑤ 市町村が特別徴収により徴収する保険料が当該年度の保険料の全部ではなく一部となる場合として、年度途中から特別徴収が行われる（仮徴収が行われていない）場合や特別徴収と普通徴収を併用する場合等を定める。
- ⑥ 年金保険者から市町村へ通知された年金受給者のうち、特別徴収の対象とならない被保険者である世帯主の要件として、国民健康保険の年金の支払期ご

とに徴収する保険料（税）額（以下「支払回数割保険料（税）額」という。）と介護保険の支払回数割保険料（税）額の合算額が、年金保険者から通知された年金額を6で除して得た額の1／2を超えることを定める。

- ⑦ 市町村が年金保険者へ通知する特別徴収対象被保険者に係る事項として、保険料（税）を特別徴収の方法によって徴収する旨及び支払回数割保険料（税）額の他、氏名、性別、生年月日、住所、年金給付の種類、年金額及び年金保険者の名称を定める。
- ⑧ 支払回数割保険料（税）額について、100円未満の端数がある場合又は全額が100円未満の場合は、10月1日以降最初に支払われる年金に係る支払回数割保険料（税）額に合算することを定める。
- ⑨ 月次処理による通知が行われた年金受給者について、翌年度の4月、6月又は8月に支給される年金から特別徴収が開始される場合に年金の支払期ごとに徴収する保険料（税）額として算定する額（以下「支払回数割保険料（税）額の見込額」という。）の総額の算出方法を、以下のとおり定める。

徴収開始月	算出額
4月	前年度保険料（税）の6ヶ月分に相当する額
6月	前年度保険料（税）の4ヶ月分に相当する額
8月	前年度保険料（税）の2ヶ月分に相当する額

※ 前年度保険料（税）とは、月次処理が行われた年度の保険料（税）のこと

- ⑩ 年金保険者が特別徴収の方法によって徴収した保険料（税）について、市町村への納入方法（指定金融機関への払込）、納入の義務を負わなくなる事由（年金の支給停止等により年金給付の支払額が国民健康保険と介護保険の支払回数割保険料（税）額の合算額未満となった場合）及び当該事由に係る特別徴収義務者から市町村への通知はできる限り速やかに行うこと等を定める。
- ⑪ 年金保険者が特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合の、被保険者である世帯主に対する支払回数割保険料額の通知期日を、以下のとおり定める。

徴収開始月	被保険者への通知期日
10月	10月の年金支払日まで
12月	12月の年金支払日まで
2月	2月の年金支払日まで
4月	4月の年金支払日まで
6月	6月の年金支払日まで
8月	8月の年金支払日まで

- ⑫ 特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合の他、市町村が年金保険者に対して通知を行う場合（特別徴収対象被保険者の他市町村への転出等の事由）及び通知事項を定める。
- ⑬ 被保険者である世帯主の死亡により生じた過誤納の保険料（税）を当該者に還付する場合に、被保険者である世帯主の死亡後に支給された過払い年金から徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料（税）額があるときは、これを控除することを定める。
- ⑭ 保険料の特別徴収によって生じた過誤納保険料を、未納保険料に充当するときは、市町村はあらかじめ被保険者である世帯主に対して通知することを定める。
- ⑮ 4月、6月、8月に徴収する仮徴収額は、原則、2月の徴収額と同額とすることを定める。ただし、市町村は、8月の仮徴収額が適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、当該徴収額を変更することが可能であること及びその場合には6月20日までに年金保険者へ通知しなければならないことを定める。
※ 6月及び8月の仮徴収額の変更については、政令において、4月20日までに年金保険者に通知することを規定。
- ⑯ 市町村は、支払回数割保険料（税）額の見込額について、6月又は8月の徴収額を支払回数割保険料（税）額の見込額とすることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、当該徴収額を変更することが可能であること及びその場合には定められた期日（6月変更は4月20日、8月変更は6月20日）までに年金保険者へ通知しなければならないことを定める。

[改正省令]

国民健康保険法施行規則第32条の11～第32条の34（新設）

地方税法施行規則第〇条～第〇条（新設）

介護保険法施行規則第144条

4 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置関係

- 退職者医療制度について、平成26年度までに退職被保険者等となった者が前期高齢者となるまでの間の経過措置とされたことに伴い、退職被保険者等が所属する市町村における退職被保険者の資格取得及び喪失の届出に関し経過措置を設けるとともに、被用者保険等保険者の拠出金等にかかる読替規定等の整備を行う。

[改正省令]

- ・ 国民健康保険法施行規則第2条、第3条、第4条（削除）、第4条の2（削除）、第6条、第16条、第20条、第27条、第27条の5、第27条の17、第27条の18、第28条、附則第8～12条、附則第13条（新設）
- ・ 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第12条（新設）
- ・ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令附則第6条（新設）
- ・ 国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第1条（新設）、第1条の2
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の退職者医療業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令第1号、第2号
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の退職者医療業務に係る財務及び会計に関する省令第1条、第2条、第4条、第6条、第10条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条

5 市町村が行う健康増進事業関係

- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、これまで市町村が実施してきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務付けられるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導以外の事業については、健康増進法に基づく健康増進事業として位置付けることとされたことから、同法第19条の2の委任規定に基づき以下の事業内容を同法施行規則に規定する。

[事業の内容]

- (1) がん検診
- (2) 歯周疾患検診
- (3) 骨粗鬆症検診
- (4) 肝炎ウイルス検診
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第7条第3項の加入者又は同法第50条の被保険者に含まれない40歳以上の住民に対する同法第18条第1項の特定健康診査と同様の健康診査

（注）これまで市町村が実施してきた老人保健事業のうち、住民への健康相談などは、健康増進法第17条に位置付けられることから、同法第19条の2に基づく健康増進事業に規定しない整理としている。

[改正省令]

- ・健康増進法施行規則第4条の2

6 その他

(1) 後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）の特別徴収に関する経過措置

○ 保険料の特別徴収

- ① 制度施行時において、年金保険者から市町村へ年金受給者の氏名、住所等の事項を通知する期日を、平成19年12月10日と定める。
- ② 年金保険者が市町村へ通知する事項として、氏名、住所の他、性別、生年月日、年金給付の種類、年金額及び年金保険者の名称を定める。
- ③ 年金受給者が年次処理による通知の対象とならない特別な事情として、年金を担保に供していることや年金の支給停止等の事由を定める。
- ④ 年金保険者から市町村へ通知された年金受給者のうち、特別徴収の対象とならない被保険者（国保においては「被保険者である世帯主」）の要件として、平成20年4月1日から9月30日までにおける、年金の支払期ごとに徴収する後期高齢者医療保険料額又は国民健康保険料（税）額（以下「支払回数割保険料（税）額の見込額」という。）と介護保険の支払回数割保険料額の合算額が、年金保険者から通知された年金額を6で除して得た額の1／2を超えることを定める。
- ⑤ 後期高齢者医療においては、特別徴収対象被保険者に係る平成20年度における賦課額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に係る平成18年ににおける基礎控除後の総所得金額等（地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。）により算出した額を基礎として、平成20年度に適用される保険料率により算定した額とする。
- ⑥ 市町村が年金保険者へ通知する特別徴収対象被保険者に係る事項として、後期高齢者医療保険料額又は国民健康保険料（税）を特別徴収の方法によって徴収する旨及び支払回数割保険料（税）額の見込額の他、氏名、性別、生年月日、住所、年金給付の種類、年金額及び年金保険者の名称を定める。
- ⑦ 年金保険者が特別徴収の方法によって徴収した後期高齢者医療保険料額又は国民健康保険料（税）について、市町村への納入方法（指定金融機関への払込）、納入の義務を負わなくなる事由（年金の支給停止等により年金給

付の支払額が支払回数割保険料（税）額の見込額と介護保険の支払回数割保険料額の合算額未満となった場合）及び当該事由に係る特別徴収義務者から市町村への通知はできる限り速やかに行うこと等を定める。

- ⑧ 年金保険者が特別徴収の方法によって後期高齢者医療保険料額又は国民健康保険料を徴収する場合の、被保険者（国保においては「被保険者である世帯主」）に対する支払回数割保険料額の見込額の通知期日を、平成20年4月の年金支払日までと定める。＊国民健康保険税は除く。
- ⑨ 特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合の他、市町村が年金保険者に対して通知を行う場合（特別徴収対象被保険者の他市町村への転出等の事由）及び通知事項を定める。
- ⑩ 被保険者（国保においては「被保険者である世帯主」）の死亡により生じた過誤納の後期高齢者医療保険料額又は国民健康保険料（税）を当該者に還付する場合に、被保険者（国保においては「被保険者である世帯主」）の死亡後に支給された過払い年金から徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料（税）額の見込額があるときは、これを控除することを定める。
- ⑪ 特別徴収によって生じた過誤納保険料（税）を、未納保険料（税）に充当するときは、市町村はあらかじめ被保険者（国保においては「被保険者である世帯主」）に対して通知することを定める。
- ⑫ 市町村は、支払回数割保険料（税）額の見込額について、6月又は8月の徴収額を支払回数割保険料（税）額の見込額とすることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、当該徴収額を変更することが可能であること及びその場合には定められた期日（6月変更は4月20日、8月変更は6月20日）までに年金保険者へ通知しなければならないことを定める。

（2） 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備

- 国民健康保険料（税）の世帯別平等割額の算定、軽減基準所得の算定等の特例の対象となる旧国保被保険者の属する世帯に關し、次のような手続を定める。
 - ・ 現住所地の市町村は、旧国保被保険者の属する世帯の資格喪失届時に、旧国保被保険者であることを証明する書類を交付すること。
 - ・ 旧国保被保険者の属する世帯の世帯主は、新住所地の市町村に対する資格取得届の際に、旧国保被保険者についても届け出るとともに、現住所地の市町

村において交付された旧国保被保険者であることを証明する書類を提示すること。

- ・ 旧国保被保険者が従前の世帯主と世帯を別にしたことにより、旧国保被保険者でなくなったときは、従前の世帯主が市町村に届け出ること。
- ・ 世帯主変更の際に、旧国保被保険者が世帯内にある場合はその旨届け出ること。

[改正省令]

- ・ 国民健康保険法施行規則第2条、第9条、第10条の2、第11条、第12条

○ 後期高齢者医療制度及び前期高齢者財政調整制度の創設に伴い、所要の改正を行う。

[改正省令]

- ・ 国民健康保険法施行規則第32条の9の2（新設）
- ・ 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第4条
- ・ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第2条、第7条、第7条の2、第12条、
- ・ 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程第4条

○ 市町村の国民健康保険特別会計の事業勘定の歳入に前期高齢者交付金を加え、歳出に老人保健拠出金に代えて、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金を加える。

[改正省令]

- ・ 国民健康保険法施行規則第16条

○ 老人保健法の規定による医療を受けることができる者が、平成20年4月以降、後期高齢者医療制度の被保険者となることに伴い、国民健康保険の被保険者でなくなるため、これらの者に係る規定について、所要の改正を行う。

- ・ 老人保健法の規定による障害認定を受けたときの、保険者への届出の規定を削除する。
- ・ 国民健康保険の被保険者資格証明書の交付対象とならない公費負担医療からの給付を受ける者が世帯内にいる場合について、市町村が保険料を滞納している世帯主に対して求める届出に係る規定に関し、老人保健法の規定による医療を受ける者を除外し、原爆一般疾病医療費を受ける者その他公費負担医療からの給付を受ける者に限定するため所要の整備を行う。

- ・ 高齢受給者証等の各種証明書（減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証、限度額適用・減額認定証、特別療養証明書）の返還要件等から、老人保健法にかかる規定を削除する等、所要の整備を行う。

[改正省令]

国民健康保険法施行規則第5条の3（削除）、第5条の9、第6条（再掲）、第7条の4、第26条の3、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第28条（再掲）

- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者となった者について、国民健康保険の資格喪失の届出を省略することができる規定を設ける等、所要の整備を行う。

[改正省令]

国民健康保険法施行規則第13条

- 療養病床転換が円滑に行われるよう、その入所定員の増加について適切に配慮する受け皿となる施設は、ケアハウスやグループホーム等の居住系施設とする。

[改正省令]

- ・ 介護保険法施行規則附則第28条（新設）

- 入院時生活療養費の対象年齢が70歳以上から65歳以上に拡大されることに伴い、生活療養標準負担額の軽減対象となる者に70歳未満の低所得者を加える等、所要の規定の整備を行う。

[改正省令]

- ・ 健康保険法施行規則第62条の3及び第101条から第103条まで
- ・ 国民健康保険法施行規則第26条の6の4
- ・ 船員保険法施行規則第47条の2の3

- 後期高齢者医療制度の創設に伴い、資格喪失届の様式について所要の整備を行う。

[改正省令]

- ・ 健康保険法施行規則様式第8号
- ・ 厚生年金保険法施行規則様式第11号

(3) その他

- 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式について、写真を貼り付けることとする等の所要の改正を行う。

[改正省令]

- ・健康保険法施行規則様式第21号から第25号まで
- ・国民健康保険法施行規則様式第3号、第3の2号及び第4号から第8号まで
- ・船員保険法施行規則様式第10号から第12号まで

7. 老人保健制度の廃止に伴う保険者の拠出金等関係

(老人保健法施行規則)

- 平成20年度から平成22年度までの拠出金について、廃止前の老人保健法施行規則第59条（納付の猶予の申請）及び第62条（保険者の新設等の届出）の規定は、なおその効力を有することを定める。
- 老人保健制度において行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係る医療等（平成20年3月診療分及び平成20年4月以降請求分）に要する費用について、第60条（保険者別医療費通知）及び第61条（加入者数等の報告）の規定は、平成21年度まで、なおその効力を有することを定める。

(老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令)

- 平成20年度から平成22年度までの拠出金について、廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和62年厚生省令第6号）の規定は、なおその効力を有することを定める。
- ① 平成20年度から平成22年度までの医療費拠出金額の算定に当たって必要な老人医療費の額等の算定方法を定める。
 - ② 平成20年度から平成22年度までの事務費拠出金額の算定方法を定める。

(社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る財務及び会計に関する省令)

- 平成20年度から平成22年度までの拠出金について、廃止前の社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る財務及び会計に関する省令（昭和57年厚生省令第43号）の規定は、なおその効力を有することを定める。

(社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令)

- 平成20年度から平成22年度までの拠出金について、廃止前の社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める

省令（昭和57年厚生省令第42号）の規定は、なおその効力を有することを定める。

8 施行期日等

施行期日は、平成20年4月1日とする。
その他、所要の規定の整備を行う。